

経済産業省 商務情報政策局 サービス産業課

エステティックサロンの認証制度の在り方パブリックコメント担当 御中

平成19年4月23日

「エステティックサロンの認証制度の在り方について(案)」に対する意見

御意見：消費者が安心してエステティックを利用する事ができるようにするための本案の認証制度に賛同します。

その上で、若干の意見を以下に述べさせていただきます。

・該当箇所(どの部分に対しての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)

① P8の「4.(2)③契約金額について」<基準例>の2項目目、「契約や商品の販売にあたっては、消費者の支払い能力を考慮した契約を行なうこととし、支払能力があると判断した理由を記録として文書化し保管すること」

② P11の「4.(4)②機器類及びサービスの安全について」<趣旨>の「常に消費者の心身の安全を確保し、良質かつ適正なサービスを提供することを目的として安全に配慮する必要がある。」

③ P14の「4.(5)①特定商取引法 ii) 関連商品等の追加購入について」<基準例>に加筆

④ P19の「4.(5)① vii) 中途解約(第49条)」<趣旨>本文の最後に加筆

⑤ P20の「4.(5)① vii) 中途解約(第49条)」<基準例>に加筆

・意見内容

① 「支払い能力があると判断」するのは、各事業者になるのか、その判断理由は自由で良いのか。消費者の年齢・職業・収入などを参考にするとおもわれるが、できるだけ具体的な指標、たとえば「年収の五分之一を超えない」とか、「認証機関の提唱する上限金額を超えない」などを設けて戴きたい。

② 上記記述の中に主語として、「…目的として、機器類及びサービスの安全に」を加筆した方が分かりやすいと思う。

③ 上記<基準例>3項目に、「消費者ごとに複数の契約がある場合は、各契約内容の経過がわかるように、その内容について記録として文書化し保管すること」を加筆して戴きたい。

④ 上記<趣旨>の「…中略…中途解約に伴いエステティックサロン(事業者を含む。)が請求し得る金額の上限を規定するもの」となっているが、「…規定する必要がある。」の表現が良いと思

われる。

⑤ 上記<基準例>3項目に、「解約料等の項目や上限は、法令等を遵守すること。」を加筆して戴きたい。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付または併記してください。)

① 2006年の貸金業規制法等の改正も含め消費者の支払能力に対する上限設定が具体的に
なりつつある。現在社会問題化している多重債務者問題の未然防止のためにも、多重債務
のきっかけともなり得る高額契約や次々販売による若年層や主婦層、高齢者層の被害を防
止するために必要であると思う。

③ 過量販売を防ぐためにも、認証機関の審査や調査に際しての書類閲覧に有効であると思
う。

④ 他の部分の表現が「…必要がある」になっているので、統一した方がよいのと実効性が
確保できると思う。

⑤ 特定商取引法の規定を再確認するためにも明記しておいたほうが良いと思う。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 小林協子 花井淳子

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015